

令和7年度
保健福祉のしおり

那 須 町

（4月1日現在）

目 次

1	保健福祉に関する相談窓口	P.1
	●町役場関係の相談窓口 ●町役場以外の身近な相談先	
2	福祉サービス（高齢者・障がい者・その他）	P.4
	●ショートステイ生活援助事業 ●福祉タクシー料金助成事業	
	●弁当宅配事業（介護保険地域支援事業） ●緊急通報装置貸与事業	
	●救急医療情報キット支給事業 ●高齢者等見守りネットワーク事業	
	●おかえりサポート事業 ●成年後見相談会事業	
	●養護老人ホーム入所措置事業 ●生活保護	
3	敬老・生きがいづくり	P.8
	●敬老祝金支給事業 ●敬老祝事業補助 ●生きがいサロン	
	●シニアクラブ活動 ●那須町シルバー人材センター	
4	介護保険	P.10
	●介護保険制度のあらまし ●介護保険で受けられる主なサービス	
	●介護サービスの利用のしかた ●介護保険特別給付	
	●サービス・活動事業 ●一般介護予防事業 ●認知症総合支援事業	
	●在宅医療・介護連携推進事業	
5	障がい者福祉	P.21
	●障害者手帳の交付等 ●障害福祉サービス等について	
	●身体障害者（児）補装具給付 ●日常生活用具給付	
	●自立支援医療（精神通院医療・更生医療・育成医療） ●各種割引制度など	
	●福祉タクシー料金助成事業（再掲） ●救急医療情報キット支給事業（再掲）	
	●重度心身障害者医療費助成制度 ●手当・年金等	
6	福祉関係機関	P.29
	●那須町社会福祉協議会 ●りんどう作業所 ●地域包括支援センター	
7	健康	P.32
	●教室・相談 ●助成制度 ●予防接種 ●健康診査 ●健康教室・健康相談	
	●アピアランスケア（がん患者医療用補正具購入費補助）事業	
8	保育園・幼稚園・認定こども園	P.41
	●町内の幼稚園・認定こども園 ●町内の保育園	
9	子育て支援センター（こども家庭センター）	P.43
	●子育てサロン（地域子育て支援拠点事業） ●赤ちゃんの駅事業	
	●子育てや発達に関する相談 ●子育て世代包括支援センター	
	●子どもの虐待等の相談 ●ファミリーサポートセンター事業	
	●子育て短期支援事業 ●子育て世帯訪問支援事業	

10 子どもの遊び場「わんぱくキッズランド」 P.48

11 放課後児童クラブ P.49

12 子育て P.50

●児童手当 ●児童扶養手当 ●遺児手当 ●ひとり親家庭医療費助成制度

1 保健福祉に関する相談窓口

●町役場関係の相談窓口

※市外局番：0287

内容		窓口	電話番号
高齢者福祉・介護	在宅福祉サービス	保健福祉課福祉係	72-6917
	敬老会、敬老祝金など		
	生活保護		
	シニアクラブ活動		
	ボランティア活動		
	民生委員・児童委員に関すること		
	要介護・要支援認定	保健福祉課介護保険係	72-6910
	介護保険サービス		
	介護保険料	税務課庶務諸税係	72-6936
	介護予防・生活支援サービス	保健福祉課地域支援係	72-6910
	介護予防に関すること		
	高齢者の権利擁護・虐待防止		
	認知症高齢者に関すること		
障害福祉	障害者の手帳	保健福祉課障がい者福祉係	72-6917
	障害福祉サービス		
	障害者の権利擁護・虐待防止		
	障害基礎年金	住民生活課住民年金係	72-6908
健康・医療	健康相談	那須町保健センター (保健福祉課 健康づくり推進係)	72-5858
	食事相談		
	予防接種		
	健康診査		
	救急医療・休日当番医診療		
子育て	保育園	こども未来課保育係又は各園	72-6959
	認定こども園・幼稚園	こども未来課保育係	72-6959
	放課後児童クラブ	こども未来課こども政策係	72-6959
	子育て相談	子育て支援センター (こども未来課子育て支援係)	71-1137
	児童虐待防止		
	母子保健(乳幼児健診・相談等)	こども未来課母子健康係	
	児童手当・児童扶養手当等	住民生活課住民年金係	72-6908
医療費助成	重度心身障害者医療費 妊産婦・こども医療費 ひとり親家庭医療費 出産育児一時金(国保)	住民生活課医療保険係	72-6909

●町役場以外の身近な相談先

相談先	内容
民生委員・児童委員	【活動内容】 厚生労働大臣から委嘱された方々で、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う、地域の身近な福祉ボランティアです。皆さんの福祉相談を受け、行政や福祉機関のサービスを紹介したり、担当機関につないだりするパイプ役を担っています。 【問 合 せ】 保健福祉課福祉係 72-6917
心配ごと相談	【相談内容】 身の回りの心配ごと 【相談日時】 毎月20日 10:00～15:00 ※土・日曜日、祝日は繰り下げ 【場 所】 那須町大字寺子乙 2566-1 ゆめプラザ・那須 【応 対 者】 民生委員 【相 談 料】 無料 【問 合 せ】 那須町社会福祉協議会 72-5133
ひきこもり相談会	【相談内容】 ひきこもり・不登校に関する相談 【相談日時】 毎月第3火曜日 13:30～16:30 【場 所】 那須町大字寺子乙 2566-1 ゆめプラザ・那須 【応 対 者】 ポラリスとちぎ相談員 【相 談 料】 無料 【要 予 約】 那須町社会福祉協議会 72-5133 各回3組
那須地区地域包括支援センター	【相談内容】 高齢者の権利擁護・虐待・介護・福祉・健康などの総合相談支援 【対象地域】 那須地域（黒田原地区、田中地区、大島地区、逃室地区、夕狩地区、成沢地区） 芦野・伊王野地域（芦野地区、寄居地区、富岡地区、伊王野地区、美野沢地区、稲沢地区） 【相談日時】 月曜日～金曜日 8:30～17:00 （祝日、年末年始を除く） 【場 所】 那須町大字寺子乙 2566-1 ゆめプラザ・那須内 【電 話】 71-1138

高原地区地域包括支援センター	【相談内容】 高齢者の権利擁護・虐待・介護・福祉・健康などの総合相談支援 【対象地域】 高原地域（大沢地区、田代地区、池田地区、室野井地区、湯本地区、高久地区） 【相談日時】 月曜日～金曜日 8：30～17：00 （祝日、年末年始を除く） 【場 所】 那須町大字高久甲 4301 【電 話】 73-8881
那須町消費生活センター	【相談内容】 悪質商法や多重債務などの消費生活に関する相談 【開 所 日】 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 【時 間】 9：00～12：00、13：00～16：00 【場 所】 那須町役場内 1 階東側 【電 話】 72-6937
那須町成年後見センター	【相談内容】 成年後見制度に関する相談受付 【時 間】 8：30～17：15 【場 所】 那須町役場保健福祉課内 【電 話】 72-6917
指定相談支援事業所 ノエル （町が相談業務を委託）	【相談内容】 心身の障害による困りごと 【場 所】 那須町大字寺子乙 1994-19 【電 話】 73-5315
地域生活支援センター ゆずり葉 （町が相談業務を委託）	【相談内容】 心身の障害による困りごと 【場 所】 那須塩原市宮町 2-14 【電 話】 0287-63-7777
総合相談支援事業所 ケアサプライ （町が相談業務を委託）	【相談内容】 心身の障害による困りごと 【場 所】 那須町大字漆塚 762 - 102 【電 話】 0287 - 73 - 5311

2 福祉サービス（高齢者・障がい者・その他）

那須町では、介護保険サービス以外に下記のような福祉サービスを実施し、高齢者等の自立を支援しています。

●ショートステイ生活援助事業

対象となる方	介護保険要介護・要支援の認定を受けていない 65 歳以上の方で、生活支援が必要と認められる方。 （災害等により在宅生活が困難な場合など）
事業の内容	高齢者を一時的に養護する必要がある場合に、高齢者を施設等に短期入所させて生活を支援します。
利用料金	・ 特別養護老人ホーム：概ね介護報酬（要支援）程度の 10% ・ 養護老人ホーム：430 円／日 ※食費等は実費負担となります。
利用回数	入所は 6 か月間で 7 日を限度とします。
申請・問合せ先	保健福祉課福祉係（72-6917）

●福祉タクシー料金助成事業

対象となる方	・ 75 歳以上の一人暮らし又は 75 歳以上の方のみの世帯 ・ 身体障害者手帳をお持ちの方で 1 級及び 2 級の方 ・ 療育手帳をお持ちの方で A1、A2 の方 ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で 1 級の方
事業の内容	タクシー料金の助成により、高齢者等の外出を支援します。 ※高齢者の方は、民生委員・児童委員の証明が必要です。
利用料・利用回数等	利用券 1 枚 700 円 1 か月 4 枚交付（年間最大 48 枚） 乗車 1 回につき 8 枚まで利用可。
申請・問合せ先	保健福祉課福祉係（72-6917）

●弁当宅配事業（介護保険地域支援事業）

対象となる方	65 歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、次のすべてに該当する方。 ① 本町に住民登録があり、かつ、現に居住している方 ② 栄養改善が必要な方で、心身の障害等により調理をすることが困難な方 ③ 訪問介護等の介護サービスを利用している又は利用しようとしている場合は、その介護サービスの他にこの事業の利用が必要と認められる方 ④ 弁当の宅配時に在宅し、弁当を受け取ることができる方 ⑤ 通院等により弁当の宅配を一時的に中止することを、利用日前日までに町又は宅配事業者に連絡できる方 ⑥ 利用料を滞りなく支払うことができる方
事業の内容	週 2 回お弁当（昼食）をお届けするとともに、安否確認を行います。
利用料・利用回数等	利用料：1 食 400 円 利用回数：週 2 回（火・金曜日）
申請・問合せ先	那須地区地域包括支援センター（71-1138） 高原地区地域包括支援センター（73-8881） 保健福祉課地域支援係（72-6910）

●緊急通報装置貸与事業

対象となる方	65 歳以上の一人暮らしの方で、心身に不安のある方。
事業の内容	緊急通報装置を貸与します。緊急時等に発信機を押すと「コールセンター」につながります。健康上の相談などにも対応します。
利用料・利用回数等	利用料：無料。 協力員：身近に連絡可能な方 2 名が必要です。
申請・問合せ先	保健福祉課福祉係（72-6917）

●救急医療情報キット支給事業

対象となる方	・ 65 歳以上の一人暮らしの方 ・ 65 歳以上の方のみで構成する世帯の方 ・ 身体障がい等の手帳所持者のみで構成する世帯の方
事業の内容	かかりつけ医療機関、持病その他救急時に必要な情報を補完する救急医療情報キットを支給します。
利用料・利用回数等	利用料：無料
申請・問合せ先	保健福祉課福祉係（72-6917） 那須地区地域包括支援センター（71-1138） 高原地区地域包括支援センター（73-8881）

●高齢者等見守りネットワーク事業

対象となる方	高齢者や障がい者等
事業の内容	高齢者等が安心して暮らせるよう、警察署や消防署、新聞店、郵便局、介護施設等と連携し、地域における高齢者等の見守り体制を整備しています。
問合せ先	保健福祉課福祉係（72-6917）

●おかえりサポート事業

対象となる方	町内に住所を有し、認知症（疑いを含む）又は心身の障がいにより行方不明になる恐れのある方
事業の内容	行方不明等帰宅困難になる恐れがある方の情報を家族等が町に事前登録した上で、その方が行方不明となった場合、地域の皆さんの協力を得て、早期に発見する取り組みです。 登録情報は、那須塩原警察署及び町包括支援センターへ提供します。 行方不明になった場合は、必ず家族等が那須塩原警察署へ行方不明届を提出してください。
問合せ先	保健福祉課（高齢者） 地域支援係（72-6910） （障がい者）障がい者福祉係（72-6917）

●成年後見相談会事業

対象となる方	高齢者や障がい者、またそのご家族の方
事業の内容	成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどより、判断能力が不十分な方の財産や権利を守る法的な制度です。 相談会では、司法書士が成年後見に関する疑問にお答えします。
相談会日程	4月と1月を除く毎月第2金曜日 午後1時～4時 令和7年 5月9日・6月13日・7月11日、8月8日 9月12日・10月10日・11月14日 12月12日 令和8年 2月13日・3月13日
相談料	無料（各日先着2名）
相談方法	お電話による事前予約が必要です 申込先：那須町成年後見センター（72-6917） 受付時間：午前9時～午後5時（土日祝除く）
問合せ先	那須町成年後見センター（72-6917）

●養護老人ホーム入所措置事業

対象となる方	おおむね 65 歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由等により居宅において養護を受けることが困難な方。 ただし、入院治療を要する状態や寝たきり又はそれに準じる状態の方は除きます。 また、この他にも条件があります。
事業の内容	養護老人ホームに入所措置を行います。
利用料・利用回数等	利用料金：本人及びご家族の収入により異なります。
問合せ先	保健福祉課福祉係（72-6917）

●生活保護

制度の概要	病気や身体の障害・高齢などによって世帯の収入がなくなったり、働いても収入が少ないなど、自分たちの生活が成り立たなくなった場合に、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、再び自分たちの力で生活できるよう援助する制度です。
扶助の種類	生活保護には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助など 8 種類の扶助があり、それぞれ世帯の状況に応じ、一定の基準に従って扶助されます。
問合せ先	相談窓口：町保健福祉課福祉係（72-6917） 認定機関：那須福祉事務所（0287-23-2171）

3 敬老・生きがいづくり

●敬老祝金支給事業

対象となる方	次のすべてに該当する方 ① 当該年の 9 月 1 日において、引き続き 10 年以上本町に住民登録がある方 ② 当該年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に 77 歳、88 歳又は 100 歳以上に達する方		
事業の内容	敬老祝金を支給します。		
敬老祝金	敬老祝金額	77 歳	5,000 円
		88 歳	20,000 円
		100 歳	100,000 円
		101 歳以上	10,000 円
問合せ先	保健福祉課福祉係（72-6917）		

●敬老祝事業補助

対象となる方	社会福祉協議会及び高齢者施設等
事業の内容	対象者の長寿を祝し、町内の地区社会福祉協議会及び老人福祉施設等が開催する敬老祝事業に対し、補助をします。
問合せ先	保健福祉課福祉係（72-6917）

●生きがいサロン

対象となる方	概ね65歳以上の方
事業の内容	那須町の介護保険の被保険者で概ね65歳以上の高齢者の生きがいづくり支援の一環として、気軽に集える継続的な地域交流の場を任意団体等が設置運営しています。
利用料・利用回数等	サロンにより異なります（参加費、会費、昼食代など）。
問合せ先	保健福祉課地域支援係（72-6910）

●シニアクラブ活動

対象となる方	60歳以上の方
活動内容	那須町では、「那須町シニアクラブ」として、社会奉仕や健康増進のためのレクリエーション等を行っています。 会員になりたい方は、お近くのシニアクラブの会長又は那須町社会福祉協議会へお問い合わせください。
問合せ先	那須町社会福祉協議会（72-5133）

●那須町シルバー人材センター

入会できる方	那須町に居住する、働く意思のある原則 60 歳以上の方
センター事業内容	健康で勤労意欲のある方に、それぞれの能力にあった仕事を提供する団体です。
入会手続き等	入会手続き等、詳しくはお問い合わせください。
所在・問合せ先	公益財団法人那須町シルバー人材センター（72-6321） 所在：〒329-3222 那須町大字寺子丙 4-19 電話：72-6321

4 介護保険

介護保険制度は、介護を必要とする状態になっても自立した生活ができるように、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。

●介護保険制度のあらまし

	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者
加入する方	65 歳以上の方	40 歳から 64 歳までの方で医療保険の加入者
サービスが利用できる方	- 寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする方（要介護状態） - 常時介護は必要としないが、家事や身支度に支援を必要とする方（要支援状態）	初老期における認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる 16 種類の病気により要介護状態や要支援状態となった方
保険料の支払	年額 18 万円以上の年金受給者は、原則として年金からの天引き（特別徴収）となります。 特別徴収対象外の方、他の市町村から転入した方、年度途中で 65 歳になられた方は納付書による納付（普通徴収）となります。	加入している医療保険の保険料に上乗せされますので、医療保険料を納める時に合わせて納付となります。
運営主体	那須町 [制度の運営主体（保険者）は市町村です。]	
利用者の負担	介護保険のサービスを受けたときは、所得に応じてかかった費用の 1 割から 3 割が自己負担となります。	利用した介護保険サービス費用の 1 割が自己負担となります。

●介護保険で受けられる主なサービス

サービスの種類		内容
在宅サービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や、日常生活の家事等の生活援助を行います。
	訪問入浴	家庭へ訪問し、浴槽を使った入浴介護を行います。
	訪問看護	かかりつけ医の指示の下で、看護師などが家庭を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーション	理学療法士などが家庭を訪問し、機能回復の訓練をします。

	サービスの種類	内容
在宅サービス	居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
	通所介護（デイサービス）	施設に通い、入浴や食事、相談や助言、機能回復の訓練をします。
	短期入所サービス（ショートステイ）	介護老人福祉施設や医療施設などに短期入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
	認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、施設に通い、入浴や食事、相談や助言、機能回復の訓練をします。
	認知症対応型共同生活介護（認知症老人向けグループホーム）	認知症で介護を必要とする人たちが共同生活を営む住居で介護を行います。
	小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて、多機能なサービスを提供します。
	有料老人ホーム等での介護	有料老人ホームなどで介護サービスを提供します。
	福祉用具の貸与及び購入費支給	車いす・特殊ベッドなどの貸出や、排泄・入浴に必要な用具を購入した場合、その費用を限度額の範囲で支給します。
	住宅改修費の支給	手すりを付けたり段差の解消などの小規模な改修を行った場合、その費用を限度額の範囲で支給します。事前に申請が必要です。
	居宅介護支援（ケアマネジメントサービス）	ケアマネジャー（介護支援専門員）が介護サービス計画を作成したり、サービス提供機関と連絡調整を行います。利用者の負担はありません。
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護を必要とし、自宅で生活することが困難な寝たきりの方や認知症の方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。
	介護老人保健施設（老人保健施設）	病状が安定した状態にあり、リハビリや介護が必要な方に、機能回復の訓練や日常生活への支援を行います。
	介護医療院	長期にわたって療養が必要な方に、医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。

●介護サービスの利用のしかた

ご自身やご家族に介護が必要になった場合、介護サービスを利用するには要介護（要支援）認定を受けることが必要です。具体的な手続きの流れは以下のようになります。

①申請する

介護サービスの利用を希望する方は、町保健福祉課で「要介護（要支援）認定」の申請をします（地域包括支援センターなどで手続きの代行が可能です）。また、申請の際、第 1 号被保険者（65 歳以上の方）は「介護保険の被保険者証」、第 2 号被保険者（40 歳から 64 歳までの方）は、「医療保険の被保険者証」が必要です。

②要介護認定調査、判定などが行われます

◆認定調査・主治医意見書

町職員などの認定調査員がご自宅を訪問し、心身の状況について本人やご家族から聞き取りなどの調査を行います。調査の内容は全国共通です。また、町から直接、主治医（かかりつけ医）に医学的見地から、心身の状況について意見書を作成してもらいます。

◆審査・判定

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健・福祉・医療の学識経験者による「介護認定審査会」で審査し、どのくらいの介護が必要か判定します。要介護度は要介護 1 から要介護 5 または要支援 1、2 のいずれかとなります。

③認定結果が通知されます

原則として申請から 30 日以内に、町から認定結果が通知されます。

④ケアプランを作成します

要介護 1 から要介護 5 と認定された方は、在宅で介護サービスを利用する場合、居宅介護支援事業者と契約し、その事業者のケアマネジャーに依頼して、利用するサービスを決め、介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらいます。施設へ入所を希望する場合は、希望する施設に直接申し込みます。要支援 1、2 と認定された方は、地域包括支援センターで担当職員が介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成します。

⑤サービスを利用します

サービス事業者に「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」を提示して、ケアプランに基づいた居宅サービスや施設サービスを利用します。ケアプランに基づいた利用者負担は費用の 1 割から 3 割です。

※65 歳以上の第 1 号被保険者については、合計所得金額 160 万円以上の所得を有する方は原則 2 割、220 万円以上の所得を有する方は原則 3 割となります。（第 2 号被保険者は所得にかかわらず 1 割負担）

●介護保険特別給付

本町では、介護保険サービス以外に、介護保険特別給付事業として、次の給付を行っています。

【紙おむつ費の給付】

対象となる方	那須町に住民登録があり、在宅で生活をする要介護 1 から要介護 5 の認定を受けた方で、寝たきり状態等で常時おむつを使用している方
事業の内容	月額 5,000 円分の紙おむつ券を支給します。
申請・問合せ先	保健福祉課介護保険係（72-6910）

【訪問理美容サービス費の給付】

対象となる方	那須町に住民登録があり、在宅で生活をする要支援 1 以上の認定を受けた方で、寝たきり状態や免疫不全等で外出ができない方
事業の内容	年額最大 12,000 円（1 回 3,000 円）分の訪問理美容券を支給します。
申請・問合せ先	保健福祉課介護保険係（72-6910）

●サービス・活動事業

本町の介護保険被保険者で、要支援 1、要支援 2 の認定を受けた方や事業対象者（基本チェックリストにより生活機能が低下していると判定された方）を対象に、次のサービスを提供します。

《訪問型サービス》

【訪問介護相当サービス】

対象となる方	要支援 1、2 及び事業対象者（基本チェックリストにより生活機能が低下していると判定された方）
サービスの内容	居宅において、訪問介護員による身体介護、生活援助を行います。 （従来の介護予防訪問介護と同様のサービス）
利用料 ※	週 1 回程度：1,176 円/月 週 2 回程度：2,349 円/月 週 2 回以上：3,727 円/月 週 1 回未満： 287 円/回
サービス提供者	指定訪問介護事業者

※1 割負担の場合の利用料

【訪問型短期集中サービス（はつらつ訪問事業）】

対象となる方	要支援 1、2 及び事業対象者のうち、閉じこもり等のため、訪問による介護予防の取り組みが必要と認められる方
サービスの内容	リハビリテーション専門職や保健師等が対象者の居宅を訪問し、生活機能に関する課題を総合的にアセスメント、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等を行います。
利用料	自己負担なし
実施者	保健福祉課 保健センター（72-5858）

《通所型サービス》

【通所介護相当サービス】

対象となる方	要支援 1、2 及び事業対象者
サービスの内容	デイサービスセンターなどで、生活機能向上のための機能訓練等を行います。（従来の介護予防通所介護と同様のサービス）
利用料 ※	週 1 回程度：1,798 円/月 週 2 回程度：3,621 円/月 週 1 回未満： 436 円/回
サービス提供者	指定通所介護事業者

※1 割負担の場合の利用料

【住民主体通所サービス（住民主体のサロン）】

対象となる方	要支援 1、2 及び事業対象者
サービスの内容	高齢者が気軽に集える通いの場（生きがいサロン）で、運動や趣味の活動などを行いながら楽しく過ごします。
利用料	サロンにより異なります（参加費、会費、昼食代など）。
サービス提供者	サロン運営者

【通所型短期集中サービス（心身力アップ教室）】

対象となる方	要支援 1、2 及び事業対象者のうち、運動、栄養、口腔、認知、うつ病等に関するリスクを抱える高齢者で、短期間の支援により生活機能の向上が見込まれる方
サービスの内容	ゆめプラザ・那須で週 1 回の教室を開催し、ストレッチ、体操、脳トレーニングを行います。
利用料	無料
実施者	保健福祉課 保健センター（72-5858）

【通所型短期集中サービス（ステップアップ倶楽部）】※送迎あり

対象となる方	要支援 1、2 及び事業対象者のうち、運動、栄養、口腔、認知、うつ病等に関するリスクを抱える高齢者で、短期間の支援により生活機能の向上が見込まれる方
サービスの内容	菅間記念病院へ週 1 回通い（送迎付き）、ストレッチ、体操、ゴムチューブやマシンを使用した筋力トレーニング、脳トレーニングを 3 か月間行います。
利用料	550 円/回 加算プログラム 75 円/回 (昼食代は実費のご負担となります。)
実施者	委託事業者（菅間記念病院）

※1 割負担の場合の利用料

●一般介護予防事業

65 歳以上の高齢者及びその活動を支援する方を対象に、次の事業を実施しています。

【訪問型介護予防事業】

対象となる方	65 歳以上の高齢者で、身体状況、閉じこもり、認知症などでサービス利用の見極めが必要な方、通所型の介護予防事業に参加が困難な方
事業の内容	包括支援センター職員やリハビリテーション専門職等が訪問し、心身機能の状況確認や必要な相談・指導等を行います。自宅での生活を継続できるよう心身機能の向上を図り介護予防活動へつなげます。
利用料	自己負担なし
実施者	那須地区地域包括支援センター（71-1138） 高原地区地域包括支援センター（73-8881）

【介護予防サポーター養成講座】

対象となる方	65 歳以上の高齢者
事業の内容	自分の健康、家族の健康、ご近所・地域の健康を目指して、いきいきと生活するための方法（体操や認知症予防）を学び、地域のボランティアとして活躍する人材の養成を行います。
参加料	無料
実施者	那須地区地域包括支援センター（71-1138） 高原地区地域包括支援センター（73-8881）

令和7年度は休止します

【介護予防出前講座】

対象となる方	町内の高齢者が所属する団体、その他自主的な活動を行う 5 名以上の町民、団体
事業の内容	要望する団体等に、①転倒予防、生活の工夫、②高齢者の健康管理、③認知症予防、④お口の健康、⑤栄養改善、⑥体力測定・血圧測定・体力測定、⑦アンチフレイル体操体験、⑧外出を安全に行うための講座、⑨人生会議(ACP)についてなどの講座を開催します。
参加料	無料
実施者	那須地区地域包括支援センター（71-1138） 高原地区地域包括支援センター（73-8881）

【元気づくり応援事業】

対象となる方	65歳以上の高齢者。 月に1回から、地域で自主的な活動を行う町民・団体（5名以上）
事業の内容	リハビリテーション専門職と連携した介護予防プログラム（運動、口腔〔歯科〕、認知機能）を実施し、地域の意向を確認しながら地区自主活動の創出支援を実施します。
利用料	無料
実施者	那須地区地域包括支援センター（71-1138） 高原地区地域包括支援センター（73-8881）

【心身力アップ継続教室】

対象となる方	心身力アップ教室を卒業した方
事業の内容	介護予防活動を継続し心身機能を維持するための自主グループ教室を開催し、介護予防サポーターやリハビリテーション専門職によるフォローアップを行います。
参加料	無料
実施者	保健福祉課健康づくり推進係（72-5858）

【生きがいサロン推進事業】

対象となる方	おおむね 65 歳以上の高齢者を対象とした生きがいサロンを運営するもの
事業の内容	高齢者が気軽に集える継続的な地域交流の場（生きがいサロン）を運営する事業者等に対し、次のすべての要件に該当する場合、運営費等の補助を行います。 【要件】 ①自主的かつ安全に運営を行い、営利・宗教・政治活動等を目的としないもの ②おおむね月に 1 回以上、1 回あたり 5 人以上・3 時間以上実施するもの ③地域住民や民生委員、その他の関係機関などの協力を得ながら運営するもの ④原則として、同一場所で 3 年以上継続して実施するもの
補助内容	【設備改修費】※初年度のみ ・対象経費：手すり取り付け、段差解消などその他サロンの運営に必要な改修費用 ・補助基準額（上限額）：10 万円以内 【運営費】※週 1 回以上実施する場合 ・対象経費：家賃、光熱水費、茶菓代、活動の材料費、講師等への謝礼など ・補助基準額（上限額） ①基本額：活動面積から算定する利用定員区分×活動月数 - 区分 1：10,000 円 - 区分 2：20,000 円 - 区分 3：30,000 円 ②加算額：延べ人数×250 円（要支援者等は 1,000 円）
実施者	保健福祉課地域支援係（72-6910）

【介護予防把握事業（基本チェックリスト実施）】

対象となる方	75 歳以上で介護認定を受けていない方
事業の内容	75 歳以上で介護認定を受けていない方へ基本チェックリストを実施し、介護予防に関するニーズや課題を分析し、より地域にあった介護予防事業への発展を図ります。
参加料	無料
実施者	保健福祉課地域支援係（72-6910）

●認知症総合支援事業

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができるよう、次の事業を実施しています。

【認知症サポーター養成講座】

対象となる方	住民、小学4～6年生、中高生、企業等
事業の内容	認知症サポーター養成講座は、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を応援する人（認知症サポーター）を養成する講座です。地域での勉強会、職場での研修会等でご希望される方はご連絡ください。（講座は原則90分、費用は無料）
講師	認知症キャラバン・メイト
実施者・問合せ先	保健福祉課地域支援係（72-6910）

【認知症地域支援推進員（通称：よりそい隊）】

対象となる方	認知症の方（疑いを含む）やその家族、住民
事業の内容	認知症に関する「情報提供」「相談支援」「関係機関との連携」を行います。 ●認知症についての正しい知識や情報を地域の方にお伝えしていきます。 ●認知症の方やその家族が安心して暮らせるように情報の提供や相談支援を行います。 ●認知症の容態に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう関係機関と連携をとります。
実施者・問合せ先	保健福祉課地域支援係（72-6910） 那須地区地域包括支援センター（71-1138） 高原地区地域包括支援センター（73-8881） 保健福祉課 保健センター（72-5858）

【認知症初期集中支援チーム】

対象となる方	在宅で生活している 40 歳以上の方で、認知症または認知症が疑われる方のうち、次のいずれかに該当する方。 ●認知症の診断を受けていない方 ●医療サービスや介護サービスにつながらない、または中断している方 ●認知症による症状が強く、対応に困っている方
事業の内容	医療・介護の専門職と認知症の専門医で構成されたチームが、主治医や認知症専門医と連携を図りながら、ご本人に合わせた医療・介護保険サービス等の調整、ご家族へのサポートを（おおむね6か月間を目安に）行います。 なお、認知症地域支援推進員（通称：よりそい隊）がご自宅訪問後、チームで対応するか否かは判断いたします。
問合せ先	保健福祉課地域支援係（72-6910）

●在宅医療・介護連携推進事業

在宅療養を希望する人が、安心して在宅で療養できる体制をつくります。

【那須町在宅医療・介護連携推進協議会（通称：なすの輪会）】

対象となる方	住民
事業の内容	なすの輪会とは、医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療関係者と介護事業等の関係者の連携を推進することを目的とした「那須町在宅医療・介護連携推進会議」の通称です。住民啓発の他に専門職の交流会や勉強会を行っています。 在宅医療についての出前講座等も行っていますので、興味のある方はご連絡ください。
実施者	なすの輪会のメンバー 事務局：保健福祉課地域支援係（72-6910）

5 障がい者福祉

●障害者手帳の交付等

各種障害者手帳の交付に際して、必要となるものは次のとおりです。

詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 保健福祉課障がい者福祉係 電話 72-6917

◆身体障害者手帳

手帳は、視覚障害、聴覚または平衡機能障害、音声・言語またはそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、膀胱または直腸、小腸若しくは免疫の機能障害が永続すると認定された方に交付されます。

また、障がいの程度によって1級から6級に区分され、障がいの種類や程度に応じて各種福祉サービスを利用することができます。

【申請手続きに必要なもの】

- ・医師の診断書（3か月以内のもの）
- ・顔写真（おおむね6か月以内に撮影されたもの）
- ・障害者手帳（既にお持ちの方）

◆療育手帳

手帳は、18歳未満の方は県北児童相談所で、18歳以上の方は栃木県障害者総合相談所で、知的障害があると判断された方に交付されます。

また、障がいの程度によってA1、A2、B1、B2に区分され、その区分に応じて各種福祉サービスを利用することができます。

【申請手続きに必要なもの】

- ・印鑑 ・顔写真（おおむね6か月以内に撮影されたもの）
- ・障害者手帳（既にお持ちの方）

【問合せ】 県北児童相談所 電話 0287-36-1058

栃木県障害者総合相談所 電話 028-623-7010

◆精神障害者保健福祉手帳

手帳は、精神障害を有すると診断された方に交付されます。また、障がいの程度によって1級から3級に区分され、その区分に応じて各種福祉サービスを利用することができます。

【申請手続きに必要なもの】

- ・医師の診断書（3か月以内のもの）又は障害年金証書等の写しと直近の振り込みが確認できるもの
- ・印鑑 ・顔写真（おおむね6か月以内に撮影されたもの）
- ・障害者手帳（既にお持ちの方）

●障害福祉サービス等について

障がいのある方の日常生活と社会生活を総合的に支援するための各種サービスを受けることができます。

利用するための要件はサービスにより異なります。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 保健福祉課障がい者福祉係 電話 72-6917

◆対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児（障がいのある 18 歳までの児童や、療育の必要性がある 18 歳までの児童）、難病患者等

◆サービスの種類

【介護給付】

サービスの種類	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を受けられます。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方が、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助などを受けられます。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で介護が必要な方が、行動するときに必要な介助や外出時の移動支援を受けられます。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な方が、外出時の同行支援を受けられます。
短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などで不在になる場合や、心身の休息が必要な場合に、短期間、施設に入所できます。
重度障害者等包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた方が、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に受けられます。
生活介護	常に介護が必要な方が、施設に通って入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの提供が受けられます。
療養介護	医療が必要な障害者で常に介護が必要な方が、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護を受けられます。
施設入所支援	障害者支援施設等に入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを受けられます。

【訓練等給付】

サービスの種類	内 容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を受けられます。

サービスの種類	内 容
就労移行支援	就労を希望する方が、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を受けられます。
就労継続支援 A型・B型	一般事業所で働くことが困難な方が、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を受けられます。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題に対応できるよう、企業や自宅等への訪問、来所により必要な連絡調整や指導・助言等の支援をします。
地域移行支援	施設や病院に入所・入院している障がいのある人の地域生活への移行を促進するため、地域移行推進員が住居の確保や新生活の準備等を支援します。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人に対し、緊急時の対応や相談等を行い地域生活への定着をサポートします。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人が一人暮らしを始めたときに、生活の課題や体調、地域づきあい等に問題はないかを、定期的に居宅を訪問して必要な助言や医療機関との調整等を支援します。

【障害児通所支援】

サービスの種類	内 容
児童発達支援	療育の必要性のある未就学児が、日常生活における基本的な動作の指導や知識の指導、集団生活への適応訓練などを受けられます。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで、通所での支援が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。
放課後等デイサービス	支援の必要性のある就学児が、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力向上のための必要な訓練や社会との交流、その他必要な支援を受けられます。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校など厚生労働省令で定める施設に通う支援を必要とする児童が、その施設内で集団への適応のための、専門的な支援を受けられます。

●身体障害者（児）補装具給付

事業の内容	障がいのある方が日常生活を送る上で障害を補うために補装具費を給付します。申請には医師の診断書又は医学的判定記録表が必要です。給付にあたり身体障害者更生相談所の判定が必要となる場合があります（介護保険被保険者は給付できない場合もあります）。
対象となる補装具	義肢、装具、車椅子、補聴器など
申請・問合せ先	保健福祉課障がい者福祉係（72-6917）

●日常生活用具給付

事業の内容	障がいのある方等に特殊寝台・ストーマ装具などの給付を行っています。障がいの区分や程度により対象とならない場合もあります（介護保険被保険者については給付ができない場合もあります）。
対象となる用具	特殊寝台、ストーマ装具、火災警報器など
申請・問合せ先	保健福祉課障がい者福祉係（72-6917）

●自立支援医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）

事業の内容	障がいの軽減、機能回復を目的とした医療を受けた際に要した費用を助成します。 事前に申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。
申請・問合せ先	保健福祉課障がい者福祉係（72-6917）

●各種割引制度など

【NHK放送受信料の減免】

制度の内容	NHKテレビ受信料が①半額又は②全額免除されます。
対象者等	①視覚障害者、聴覚障害者又は重度の障がい者（1級・2級）が世帯主（手帳所持者）かつ受信契約者の場合 ②障害者手帳所持者がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合
申請・問合せ先	保健福祉課障がい者福祉係（72-6917）

【有料道路障害者割引】

制度の内容	有料道路の使用料金が割引されます。
対象者等	身体障害者の方が自ら運転する場合、または重度の身体障害者の方若しくは重度の知的障害者の方が同乗し、障がい者本人以外の方が運転する場合
申請・問合せ先	保健福祉課障がい者福祉係（72-6917）

【おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業】

制度の内容	公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場に設置されている歩行が困難な方等のための駐車スペースを適正に利用いただくため、栃木県が県内共通の利用証を交付する事業です。
申請・交付場所	役場本庁（保健福祉課）、保健センター（ゆめプラザ・那須内）、湯本支所、芦野支所、伊王野支所 ※交付には要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
問合せ先	保健福祉課障がい者福祉係（72-6917）

●福祉タクシー料金助成事業（再掲）

対象となる方	・75歳以上の一人暮らし又は75歳以上の方のみの世帯 ・身体障害者手帳をお持ちの方で1級及び2級の方 ・療育手帳をお持ちの方で、A1、A2の方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で1級の方
事業の内容	タクシー料金の助成により、高齢者等の外出を支援します。 ※高齢者の方は、民生委員・児童委員の証明が必要です。
利用料・利用回数等	利用券1枚700円 1か月4枚交付（年間最大48枚） 乗車1回につき8枚まで利用可。
申請・問合せ先	保健福祉課福祉係（72-6917）

●救急医療情報キット支給事業（再掲）

対象となる方	・65歳以上の一人暮らしの方 ・65歳以上の方のみで構成する世帯の方 ・身体障がい等の手帳所持者のみで構成する世帯の方
事業の内容	かかりつけ医療機関、持病その他救急時に必要な情報を補完する救急医療情報キットを支給します。
利用料・利用回数等	利用料：無料
申請・問合せ先	保健福祉課福祉係（72-6917） 那須地区地域包括支援センター（71-1138） 高原地区地域包括支援センター（73-8881）

●重度心身障害者医療費助成制度

重度心身障害者の健康保持と福祉の増進を目的に、重度心身障害者医療費の助成を行っています。

対象となる方	那須町に住所があり次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳 1・2 級の方 ②精神衛生鑑定医または、精神科医により知能指数が 35 以下と判定された方 ③知能指数が 50 以下と判定され、3・4 級の身体障害をあわせもつ方 ④精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
助成の内容	医療保険が適用となる保険診療の自己負担分を助成します。ただし、薬局を除く医療機関ごとに月額 500 円を自己負担していただきますので、振込みの際、差し引かせていただきます（特例有り）。また、65 歳以上の方は、後期高齢者医療制度の被保険者でない（障害認定を受けられない方を除く）場合、医療費総額の 1 割相当額が助成の上限となります。
新規登録の手続き	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は医師の診断書と健康保険の資格確認書等、通帳を持参のうえ、住民生活課で手続きをしてください。
申請方法	重度心身障害者医療費助成申請書を住民生活課又は各支所へ提出してください。後日、指定の口座に振り込みます。
問合せ先	住民生活課医療保険係（72-6909）

●手当・年金等

【障害基礎年金】

受給要件	①病気・けがのために身体の機能の障害、精神の障害などがみられ、日常生活に著しい制限を受ける場合で、次の要件に該当する方 ・原則として国民年金加入中初診日があること ・一定の保険料納付済期間等があること ②20 歳未満に初診があり 20 歳に達した時に（障害認定日が 20 歳以降の時は障害認定日）身体の機能の障害、精神の障害などの状態にある方
年金額	〔令和 6 年 4 月現在〕 1 級：年額 1,020,000 円 （昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方：年額 1,017,125 円） 2 級：年額 816,000 円 （昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方：年額 813,700 円）
申請・問合せ先	住民生活課住民年金係（72-6908） 大田原年金事務所（0287-22-6311） 注）障害年金の支給対象となる障害が、厚生年金保険加入期間中に初診日がある場合は大田原年金事務所、共済年金等保険加入期間中に初診日がある場合は各勤務先に問合せください。

【特別児童扶養手当】

対象となる方	精神または身体が中程度以上の障害の状態にある 20 歳未満の児童を監護する父若しくは母、又は父母に代わってその児童を養育している方
手当の額	〔令和 7 年 4 月現在〕 1 級（重度障害児）：1 人当たり月額 56,800 円 2 級（中度障害児）：1 人当たり月額 37,830 円 ※受給資格者及び扶養義務者等の所得が基準額以上ある場合は、支給停止となります。 ※手当額は改正になる場合があります。
支給時期	原則として 4 月、8 月、11 月に、支払月の前月分まで（11 月のみ当月分を含む。）の手当を支給します。
手続き	精神または身体の障害について中程度以上の判定を受けるなど、新たに受給資格が生じた場合、この手当を受給するには、認定請求（申請）が必要になります。
申請・問合せ先	住民生活課住民年金係（72-6908）

【障害児福祉手当】

対象となる方	精神または身体に重度の障害（下記に該当する程度）があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある 20 歳未満の児童 ①身体障害者手帳 1・2 級の一部の方 ②最重度の知的障害がある方 ③身体又は精神に前記と同程度の障がい、疾病等のある方
手当の支給	認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。 月額 15,690 円（令和 6 年 4 月現在）を年 4 回（2 月、5 月、8 月、11 月）支給します。
申請・問合せ先	保健福祉課障がい者福祉係（72-6917） 栃木県県北健康福祉センター（0287-23-2172）

【特別障害者手当】

対象となる方	精神または身体に著しく重度の障害（下記に該当する程度）があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある 20 歳以上の方 ①身体障害者手帳 1・2 級程度の異なる障害が重複している方 ②身体障害者手帳 1・2 級程度の障害及び最重度の知的障害等が重複している方 ③身体又は精神に前記と同程度の障がい、疾病等のある方 ※施設に入所している方や継続して 3 か月を超えて入院している方は、この手当を受けることができません。
手当の支給	認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。 月額 28,840 円（令和 6 年 4 月現在）を年 4 回（2 月、5 月、8 月、11 月）支給します。
申請・問合せ先	保健福祉課障がい者福祉係（72-6917） 栃木県県北健康福祉センター（0287-23-2172）

【特定疾患見舞金】

対象となる方	毎年 11 月 1 日現在において、本町に住民登録があり、かつ特定疾患の認定を受けた方
見舞金の支給	見舞金の額：10,000 円（年 1 回）
申請手続き	申請には、栃木県知事からの特定疾患医療受給者証が必要になります。
申請・問合せ先	保健福祉課福祉係（72-6917）

6 福祉関係機関

●那須町社会福祉協議会

那須町社会福祉協議会は、福祉のまちづくりを推進するための民間福祉団体として、様々な福祉事業を行っています。これらの財源は、会員からの会費により支えられています。

事業の内容	◆地域福祉活動 ・地区社会福祉協議会への活動強化と支援 (小地域福祉活動計画、地域見守り支援事業、地域交流事業、ふれあいルーム等) ・第4期那須町地域福祉活動計画の推進 ・生活支援体制整備事業運営とコーディネーターの設置 ・町内社会福祉法人事業所連絡会議の開催 ・「社協だより」の発行、ホームページの運営、SNS を活用した情報発信 ・不登校・ひきこもり者家族交流会の開催 ◆高齢者福祉事業 ・敬老祝事業開催の支援 ・シニアクラブの育成支援 ◆障がい者福祉事業 ・障害児者親の会の育成支援 ◆母子・父子福祉事業 ・母子寡婦福祉会の育成支援 ・ひとり親家庭への相談支援 ・ひとり親家庭を対象とした交流事業 ◆児童・青少年福祉事業 ・児童・青少年向け福祉学習の実施 ◆共同募金活動 ・赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金活動の実施 ・歳末たすけあい運動による要支援者等への支援 ◆相談・支援事業 ・心配ごと相談所の受託運営 ・コロナ特例貸付者に対するフォローアップ支援 ・生活困窮者への支援(相談支援、生活福祉資金貸付事業、社会福祉金庫貸付事業、ミニフードバンク運営、おもいやり食品等配布会の実施他) ・日常生活自立支援事業(あすてらす)の運営 ・ひきこもりについての相談の実施 ◆介護保険事業及び障がい福祉サービス及び特定相談支援事業等
-------	---

	・居宅介護支援事業所の運営 ・訪問介護事業所の運営 ・障がい福祉サービス居宅介護事業所の運営 ・障害児者相談支援事業所の運営 ◆ボランティアセンター事業 ・各種ボランティア講座の開催 ・ボランティアに関する相談、コーディネートの実施 ・ボランティア（個人、団体）への支援 ・広報誌「ＹＯＲＯＺＵ」の発行 ・ボランティア登録並びに活動保険加入促進 ・福祉教育の実施（小・中・高等学校、一般） ◆その他の事業 ・福祉車両の貸出 ・福祉用具の貸出 ・火災その他の被災者に対する見舞 ・福祉イベントの後援及び協力
所在・問合せ先	那須町社会福祉協議会 所在：〒329-3215 那須町大字寺子乙 2566 番地 1 ゆめプラザ・那須内 電話：72-5133

●りんどう作業所（那須町障害者地域活動支援センター）

りんどう作業所は、在宅の心身障害者の社会参加の促進のため、身近な地域で通所により必要な自立訓練及び生産活動の場を提供する施設です。

作業内容は、通所者一人ひとりの力に応じた作業を取り入れています。

事業の内容	生産活動・創作的活動・社会との交流促進などの様々な活動の場を提供し、障害者の地域生活を支援します。
対 象 者	那須町に住民登録がある 15 歳以上の障害者等で通所可能な方
定 員	25 名
所 在	〒329-3222 那須町大字寺子丙 4 番地 70
問合せ先	りんどう作業所 電話：72-0362 那須町保健福祉課障がい者福祉係 電話：72-6917

□ひきこもり支援「いつものところ」（居場所）開催…毎月第2、第4金曜日 10 時～14 時

●地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康維持、安心できる暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となる機関であり、町内には担当地区別に２ヶ所設置されています。

高齢者の権利擁護・虐待・介護・福祉・健康などの相談や支援を行っています。

事業の内容	◆介護予防ケアマネジメント・介護予防事業 自立支援に向けた適切なケアプランを作成するとともに、転倒予防教室・介護予防出前講座など各種介護予防教室を開催しています。 ◆権利擁護・虐待防止 高齢者の保護や虐待の防止・早期発見など、高齢者の尊厳ある生活を支援します。 ◆総合相談 高齢者・家族の相談を受け、適切なサービス、又は機関の紹介をします。その他、制度に関する情報も提供します。 ◆包括的・継続的ケアマネジメント 高齢者等が適切なサービスを継続して利用できるように、医療機関との連携、ケアマネジャー支援など、様々な関係機関と地域のネットワークづくりに力を入れています。
相談日時	月曜日から金曜日 午前８時３０分～午後５時 （土曜日・日曜日・祝日・年末年始は除く）
所在・担当地区・ 問合せ先	那須地区地域包括支援センター 所在：〒329-3215 那須町大字寺子乙 2566 番地 1 ゆめプラザ・那須内 担当地区：那須地域（黒田原地区、田中地区、大島地区、逃室地区、夕狩地区、成沢地区） 芦野・伊王野地域（芦野地区、寄居地区、富岡地区、伊王野地区、美野沢地区、稲沢地区） 電話：71-1138 高原地区地域包括支援センター 所在：〒325-0001 那須町大字高久甲 4301 担当地区：高原地域（大沢地区、田代地区、池田地区、室野井地区、湯本地区、高久地区） 電話：73-8881

7 健康

●教室・相談

【ママと赤ちゃんのリフレッシュ教室】

対象となる方	生後2～3か月の赤ちゃん和妈妈が対象です。
事業の内容	身体測定、ベビーマッサージ、産後の体操、育児相談
会 場	ゆめプラザ・那須
持 参 品	母子手帳、バスタオル
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

【乳幼児相談】

事業の内容	身体測定、発育・発達確認、育児相談
会 場	ゆめプラザ・那須
持 参 品	母子手帳
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

【乳幼児発達相談】

事業の内容	乳幼児の心理・言語・運動の個別相談
会 場	ゆめプラザ・那須
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

【のびのび発達相談】

対象となる方	町内在住の年中児、年長児
事業の内容	集団活動の様子観察、個別相談
実施場所	町内各保育園・幼稚園、ゆめプラザ・那須
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

●助成制度

【妊産婦医療費助成制度】

対象となる方	本町に住民登録がある母子手帳の交付を受けた妊産婦
助成の受給期間	妊娠の届出を受理された月の初日から、出産（流産・死産を含む）した月の翌月の末日までとなります。ただし、既に母子手帳の交付を受けていて、その後、那須町に転入された場合は、転入した日から那須町で助成を受けることができます。
助成の内容	医療保険が適用となる保険診療の自己負担分を助成します。ただし、薬局を除く医療機関ごとに月額500円を自己負担していただきますので、振込みの際、差し引かせていただきます。
新規登録の手続き	次のものを持参のうえ、子育て支援センター、住民生活課又は各支所で手続きをしてください。 ・妊娠届出書又は母子手帳 ・健康保険の資格確認書等、通帳
申請方法	妊産婦医療費助成申請書を住民生活課又は各支所へ提出してください。後日指定の口座へ振り込みます。
問合せ先	住民生活課医療保険係（72-6909）

【出産育児一時金】

支給要件	①出産の日に国民健康保険被保険者の資格があること。 ② 妊娠 85 日以上の出産（死産・流産を含む）であること。 ③ 出生児 1 人につき 1 出産となります。 ※健康保険法の規定により、以前加入していた健康保険より支給を受ける場合は支給されません。
助成の内容	国民健康保険の被保険者が出産したときに、50万円を上限に支給されます。なお、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は、48万8千円の支給となります。
直接支払制度について	出産育児一時金をかかった出産費用に充てることができるよう、原則として国民健康保険から出産育児一時金が病院などに直接支払われる仕組みになっています。 【直接支払いを望まれない場合】 出産後に国民健康保険から受け取る方法をご利用いただくことも可能です。
問合せ先	住民生活課医療保険係（72-6909）

【こども医療費助成制度】

対象年齢	満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで
助成の内容	医療保険が適用となる保険診療の自己負担分を助成します。
助成の方法	栃木県内で受診する場合は、町で交付する「こども医療費受給資格証」と健康保険の資格確認書等を医療機関等の窓口で提示すれば、保険診療の一部負担金を支払わずに受診できます。県外の医療機関等で一部負担金を支払った場合は、こども医療費助成申請書に領収書を添付して提出してください。
新規登録の手続き	出生や転入により新規に登録する場合は、こどもの健康保険の資格確認書等とこどもを監護する方の通帳を持参のうえ、住民生活課又は各支所で手続きをしてください。
問合せ先	住民生活課医療保険係（72-6909）

【乳幼児おむつ等購入助成券事業】

対象となる方	本町に住民登録があり、出生から 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある乳幼児の保護者
助成の内容	子育てに必要な乳幼児用おむつ及びその関連商品を購入する費用の一部を助成 ・ 出生時 ： 2 万円相当（1,000 円券×20 枚） ・ 1 歳 ： 4 万円相当（1,000 円券×40 枚） ・ 2 歳 ： 2 万円相当（1,000 円券×20 枚） ※おむつ券は 10 枚つづりになっています。
購入対象商品	紙おむつ、布おむつ（布おむつ等を作成する際の生地と糸も購入可能です）、おむつカバー、おむつライナー、おしりふき
問合せ先	こども未来課母子健康係（71-1137）

【新生児聴覚検査費助成事業】

対象となる方	本町に住民登録がある新生児
助成の内容	新生児聴覚検査（初回及び確認検査）の費用を助成します。 助成額は、新生児一人あたり 5,000 円を上限とします。
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

【1 か月児健康診査費助成事業】

対象となる方	本町に住民登録があるおおむね 1 か月の乳児
助成の内容	1 か月児健診にかかる費用を助成します。 助成額は、乳児一人あたり 5,000 円を上限とします。
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

【妊産婦健康診査費助成事業】

対象となる方	本町に住民登録がある妊産婦
助成の内容	妊産婦に対して次の健康診査に要する費用を助成します。 ① 妊婦健康診査（妊婦に対して行う健康診査） 助成額：第 1 回 20,000 円 第 8 回 11,000 円 第 11 回 9,000 円 第 2～7、9～10、12～14 回 5,000 円 ② 産後健康診査（おおむね出産後 2 週間と 1 か月の産婦に行う健康診査） 助成額：5,000 円
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

【産後ケア事業】

対象となる方	本町に住民登録がある、出産後 1 年未満の産婦と新生児及び乳児であって、次のいずれかに該当する方。ただし、医療機関等での医療行為が必要な方は利用できません。 ① 産後の身体機能の回復に不安を持ち、母体管理が必要な体調不良の方又は育児に不安があり、授乳、沐浴等の方法についての相談、助言指導等の支援が必要な方。 ② 親族等から支援を受けることができず、家事、育児等の日常生活等を行うことが困難な方。
事業の内容	① 産婦の身体的・心理的なケアや栄養・保健指導 ② 適切な授乳をするためのケア（母乳のケア） ③ 育児や生活上の相談・指導
事業の種類	① 宿泊型 医療機関等に宿泊してケアを受ける。 ② 通所型 医療機関等に日中滞在してケアを受ける。 ③ 訪問型 自宅でケアを受ける。
利用可能日数	1 回の出産につき 7 日以内
自己負担	① 生活保護世帯、町民税非課税世帯に属する者：自己負担なし ② ①以外の世帯に属する者：事業に係る費用の 2 割（※5 日まではさらに助成あり。詳細はお問合せください）
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

【不妊治療費助成事業】

対象となる方	法律上婚姻をしていて、次のすべてに該当する夫婦。 ① 不妊治療が必要であると医師に診断され、治療を受けた方。 ② 交付申請する1年以上前から、那須町に住民登録をしていること。 ③ 医療保険法における被保険者又は被扶養者であること。 ④ 町税を滞納していないこと。
助成の内容	保険診療適用外の不妊治療に係る費用が対象。 ① 助成の額：1年度に支払った不妊治療に係る費用の2分の1の額（上限20万円）。 ② 助成回数：1年度1回とし、通算5回まで助成。
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

【不妊治療（コウノトリ）休暇奨励支援事業】

対象となる方	【不妊治療者】 ① 法律上の婚姻をしており、医師による不妊治療を受けている方。 ② 申請する1年以上前から那須町に住所を有している方。 ③ 2か月を超えて雇用され、週30時間以上就労しており厚生年金保険に加入している方。 ④ 町税を滞納していないこと。 【事業所】 ① 健康保険の適用を受けていること。 ② 不妊治療による休暇を取得している那須町在住の方を雇用していること。 ③ 法人住民税を完納していること。
助成の内容	1日あたり1万円（上限15万円）
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

【すくすく出産・子育て応援給付金事業（妊婦のための支援給付）】

対象となる方	① 妊婦（出産応援給付金） ② 産婦（子育て応援給付金） ※流産、死産、人工妊娠中絶した場合も対象となります
助成の内容	① 出産応援給付金：母子手帳交付時5万円。 ② 子育て応援給付金：胎児1人につき5万円
助成の方法	母子手帳交付や赤ちゃん訪問等での保健師との面接時に、申請書を配布いたします。
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

【低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業】

対象となる方	住民税非課税世帯又は同等の所得水準の妊婦
助成の内容	初回の産科受診料の一部または全部を助成（上限 1 万円）
助成の方法	下記の書類を添付して、初回産科受診日から 3 か月以内に申請書を提出する。 ①初回産科受診をした医療機関が発行する領収書及び診療明細書の原本 ②妊娠したことが分かる書類
問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

●予防接種

事業の内容	乳幼児を対象とした定期予防接種や任意予防接種（おたふくかぜ、子どもインフルエンザ）、高齢者を対象とした高齢者インフルエンザ（65 歳以上）、定期肺炎球菌（65 歳以上）、新型コロナウイルスワクチン（65 歳以上）、任意肺炎球菌（65 歳以上）、成人を対象とした風しん、MR（麻しん・風しん混合）、帯状疱疹に係る費用の助成を行っています。 それぞれ、対象者の要件や補助額が異なりますので、事前にご相談ください。
問合せ先	保健福祉課健康づくり推進係（72-5858）

●健康診査

【成人の健康診査】

事業の内容	特定健康診査や基本健康診査、がん検診等が受けられます。 健診は、町内の各会場で実施される集団健診や、医療機関で受診する医療機関健診があります。
集団健診	【健診項目】 特定健康診査、基本健康診査、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診 【対象者・自己負担金】 健診項目により対象者や自己負担金が異なります。 ※特定健康診査と基本健康診査は無料です。
医療機関健診	【健診項目】 特定健康診査、基本健康診査、子宮頸がん検診、乳がん検診 【対象者・自己負担金】 健診項目により対象者や自己負担金が異なります。 ※特定健康診査と基本健康診査は無料です。
問合せ先	保健福祉課健康づくり推進係（72-5858）

【乳幼児の健康診査】

事業の内容	乳幼児を対象とした健康診査が受けられます。 対象となる方には事前に問診票等を送付します。
健診の種類	・ 4 か月児健康診査 ・ 10 か月児健康診査 ・ 1 歳 6 か月児健康診査 ・ 2 歳児歯科検診 ・ 3 歳児健康診査
負 担 金	無料
会場・問合せ先	こども未来課 母子健康係（71-1137）

【歯周疾患検診】

事業内容	20 歳、30 歳、40 歳、50 歳、60 歳及び 70 歳（各年度、翌年 3 月 31 日現在年齢）を対象に歯と口の健康を維持し、全身の健康を守るため健診による早期発見、予防するための受診ができます。 対象となる方には事前に問診票等をお送りします。
健診の種類	歯周疾患検診
負担金	1,300 円。※70 歳のみ無料。
問い合わせ先	保健福祉課健康づくり推進係（72-5858）

【後期高齢者の歯科検診】

事業内容	76 歳、81 歳、86 歳（各年度、翌年 3 月 31 日現在年齢）を対象に口腔機能の維持・向上、全身疾患の予防等につなげるための受診ができます。対象となる方には事前に問診票等をお送りします。
健診の種類	後期高齢者の歯科検診
負担金	無料
問い合わせ先	保健福祉課健康づくり推進係（72-5858）

●健康教室・健康相談

【ファットレスクラブ】

事業の内容	健康づくりのための運動教室
対象となる方	運動習慣を身につけたい 80 歳未満の方
参加料	無料
問合せ先	保健福祉課健康づくり推進係（72-5858）

【こころの健康相談】

事業の内容	こころの相談 5 月 23 日(金)、7 月 25 日(金)、9 月 19 日(金)、11 月 21 日(金)、 1 月 30 日(金)、3 月 27 日(金)
対象となる方	心身の不調や、家族や仕事のことで不安や悩みがある方
参加料	無料 ※完全予約制
問合せ先	保健福祉課健康づくり推進係（72-5858）

【食事相談】

事業の内容	食生活相談 4 月 22 日(火)、5 月 27 日(火)、6 月 24 日(火)、 7 月 29 日(火)、9 月 30 日(火)、10 月 28 日(火)、 11 月 25 日(火)、12 月 23 日(火)、1 月 27 日(火) 2 月 24 日(火)、3 月 24 日(火)
対象となる方	普段の食生活が気になる方、
参加料	無料 ※予約制 ① 10 時～・② 13 時 30～のどちらか
問合せ先	保健福祉課健康づくり推進係（72-5858）

【高齢者いきいき事業】

事業の内容	高齢者を対象とした保健師等による健康相談、健康講話など
対象となる方	65 歳以上で健康増進に関心のあるグループ・団体など
参加料	無料
問合せ先	保健福祉課健康づくり推進係（72-5858）

【肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業】

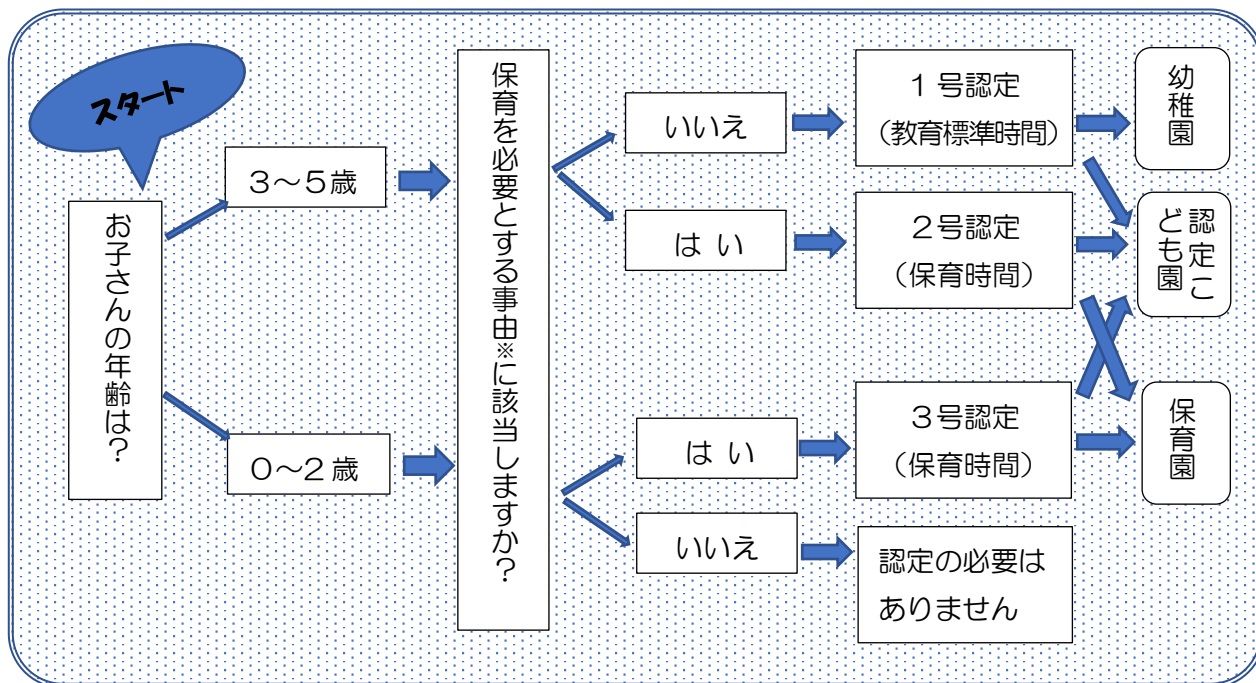
事業の内容	町集団健診の肝炎ウイルス検査を実施し陽性となった方に対し、ウイルス性肝炎の説明や医療機関受診勧奨等の支援を行います。
対象となる方	町集団検診の肝炎ウイルス検査の陽性者
参加資格	町肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意者
問合せ先	保健福祉課健康づくり推進係（72-5858）

●アピアランスケア(がん患者医療用補正具購入費補助)事業

対象となる方	①本町に住民票を有する方
対象となる補正具	①ウィッグ本体(付属品・ケア用品は対象外)：上限 30,000 円 ②乳房補正具(左・右)、補正下着、シリコンパッド等：左右それぞれ上限額 20,000 円
助成の方法	助成交付申請書兼請求書(ほか必要書類の添付があります。以下にお問い合わせください。
問合せ先	保健福祉課健康づくり推進係（72-5858）

8 保育園・幼稚園・認定こども園

幼稚園や認定こども園、保育園を利用するには、那須町から認定を受ける必要があります。



※《保育を必要とする事由》

- *働いている場合（フルタイム、パートタイム、居宅内労働、1 か月 48 時間以上）
- *妊娠中または出産後間もない場合
- *保護者が病気の時、または障害があるとき
- *同居または長期入院している親族の介護・看護をしている場合
- *災害復旧にあたっている場合
- *求職活動を継続的に行っている場合
- *就学している場合
- *虐待やDVのおそれがある場合
- *育児休業取得中に既に保育園等を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合
- *その他、上記に類する状態として町が認める場合

●町内の幼稚園・認定こども園

	施設名	住所	電話
私立	那須みふじ幼稚園	〒325-0001 那須町大字高久甲 6394-1	62-1350
	認定こども園	〒329-3215	72-0184
	那須幼稚園	那須町大字寺子乙 2599-3	

●町内の保育園

	施設名	住所	電話
公 立	黒田原第1保育園	〒329-3222 那須町大字寺子丙 71-4	72-0753
	黒田原第2保育園	〒329-3222 那須町大字寺子丙 719-3	72-0306
	伊王野保育園	〒329-3436 那須町大字伊王野 1564	75-0316
	千振保育園	〒329-3225 那須町大字豊原丙 4928	77-0727
私 立	那須高原保育園	〒325-0301 那須町大字湯本 430	76-3198
	なすのそら保育園	〒325-0001 那須町大字高久甲 3358-10	74-3710

○全般的なことのお問い合わせは、こども未来課保育係（Tel 72-6959）へお問い合わせください。

9 子育て支援センター（こども家庭センター）

那須町の親子、家族の子育てを応援します。

●子育てサロン（地域子育て支援拠点事業）

■毎週概ね水曜日に「わくわくキッズルーム」を開催しています。

親子のふれあいやお友達づくりを目的にふれあい遊びや制作、読み聞かせを楽しんでいます。妊娠期のプレママも見学自由です。

■ベビーマッサージ（月1回）

生後2か月の赤ちゃんから、ママとのゆったりとした時間を過ごしましょう。

■ミニイベントも、随時開催しています。

講師を招いての楽しい事業や保護者がゆったりと参加できるよう託児付きの事業も数回取り入れています。

■親子ふれあい広場

年数回土曜日に、フェスティバルやプール遊びなど楽しい事業を企画・開催しています。

問合せ先	こども未来課 子育て支援係（Tel 71-1137）
------	----------------------------

●赤ちゃんの駅事業

○赤ちゃんや子どものお出かけ中に、授乳やおむつ替えのために気軽に立ち寄れる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録しています。

タペストリーやのぼり旗を目印に、気軽に立ち寄ってください。

登録施設は、町ホームページ等に掲載しています。

○赤ちゃんの駅の登録事業所を募集しています。

○貸し出し用赤ちゃんの駅テントもあります。

町内のイベント等で授乳やおむつ替えに利用できるテントを貸し出しています。

子育て中の親子が、気軽に参加できるイベントの開催の際にはご活用ください。

登録・貸出申請 問合せ先	こども未来課 子育て支援係（Tel 71-1137）
-----------------	----------------------------

●子育てや発達に関する相談

○子どもの発達の相談

保健師、心理職、児童発達相談員が相談にのります。

○子育ての相談

保育士等が相談にのります。

○家族の相談

様々な相談に対応しています。

内容によっては、関係機関と連携することも可能です。

○土曜日の相談日もあります。

4月19日（土）	5月17日（土）	6月21日（土）
7月19日（土）	8月16日（土）	9月20日（土）
10月18日（土）	11月15日（土）	12月20日（土）
1月17日（土）	2月21日（土）	3月21日（土）

※保健師、社会福祉士、心理職、児童家庭相談員、児童発達相談員等が対応します。

※気軽にご相談ください。

相談先	子育て支援センター（TEL 71-1137）
-----	------------------------

●子育て世代包括支援センター

○妊娠・出産・子育て期の困りごとに、専任の保健師が相談に応じています。

母子手帳の交付時等に妊産婦等の悩みや、困りごとについて必要に応じて支援プランの作成をし、地域の保健医療又は福祉に関する機関とも連携し、総合的な支援体制の中で妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援をしています。

相談先	こども未来課 母子健康係（TEL 71-1137）
-----	---------------------------

●子どもの虐待等の相談

○「これって虐待！？」

「子どもといると、イライラする」「つい厳しく叱ってしまう」等そんな悩みはありませんか？

○「気になることがある…」

「いつも泣き声がする」「不自然なあざや傷がある」「服や体がいつも汚れている」など、あなたの身近にいる気になる子のこと。

○秘密厳守をお約束します。

現場を見ていなくても、匿名でも大丈夫です。安心して相談・連絡してください。

相談先	こども未来課 子育て支援係（TEL 71-1137）
-----	----------------------------

●ファミリーサポートセンター事業

子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）とそのお手伝いのできる人（提供会員）が会員になり、一時的・臨時的に有料で子育てを助け合う事業です。

利用会員	町内に在住・在勤の方で生後 6 か月～高校 3 年生の保護者の方
提供会員	町内に在住し、心身ともに健康で積極的に支援活動ができる 20 歳以上の方 ※提供会員になるためには、センターが実施する提供会員養成講習会の受講が必要です。
両方会員	利用会員・提供会員を兼ねる方
支援できる内容	・保育施設等（保育園、幼稚園、託児所、放課後児童クラブ、小中学校）までの子どもの送迎 ・保育施設等の開始時間まで、又は終了時間後に子どもを預かり ・保育施設等が休みのときに子どもを預かり ・冠婚葬祭のときに子どもを預かり ・子どもの習い事の送迎 ・保護者の病気のときに子どもを預かり
利用料金等	・月曜日～金曜日までの午前 7 時～午後 7 時まで  1 時間あたり 500 円 ・上記以外の時間  1 時間あたり 600 円 ・その他 交通費（1 km/20 円）や食事・おやつ代等にかかった費用は、利用会員の実費負担になります。
利用・提供会員登録の手続き	・入会申込書はセンター（子育て支援センター内）または、町ホームページからもダウンロードできます。 ※写真 2 枚（2.4×3 cm）が必要となります。（センターで撮影も可能）
申込み・問合せ先	ファミリーサポートセンター（子育て支援センター内） （TEL 71-1137）

●子育て短期支援事業

家庭での養育が一時的に困難な場合に児童福祉施設等に子どもを預けることができます。

対象となる方	那須町に在住し、保護者が次のいずれかの理由によって家庭での養育が困難になった場合 ○疾病、出産、看護、事故、災害、失踪等 ○育児疲れや育児不安 ○冠婚葬祭、転勤、出張、学校等公的行事への参加等																						
預かり先	町が委託する児童福祉施設等 ・社会福祉法人養徳園（さくら市） ・済生会宇都宮乳児院（宇都宮市） ・その他委託先検討中																						
利用日数	原則として 7 日以内																						
利用者負担額	<table><tr><td rowspan="7"></td><td colspan="2">日額</td></tr><tr><td>年齢区分</td><td>利用者負担区分</td><td>利用者負担額</td></tr><tr><td rowspan="3">2 歳未満児</td><td>生活保護世帯</td><td>無料</td></tr><tr><td>非課税世帯</td><td>1,100 円</td></tr><tr><td>その他の世帯</td><td>5,500 円</td></tr><tr><td rowspan="3">2 歳以上児</td><td>生活保護世帯</td><td>無料</td></tr><tr><td>非課税世帯</td><td>1,100 円</td></tr><tr><td>その他の世帯</td><td>2,800 円</td></tr></table>				日額		年齢区分	利用者負担区分	利用者負担額	2 歳未満児	生活保護世帯	無料	非課税世帯	1,100 円	その他の世帯	5,500 円	2 歳以上児	生活保護世帯	無料	非課税世帯	1,100 円	その他の世帯	2,800 円
	日額																						
	年齢区分	利用者負担区分	利用者負担額																				
	2 歳未満児	生活保護世帯	無料																				
		非課税世帯	1,100 円																				
		その他の世帯	5,500 円																				
	2 歳以上児	生活保護世帯	無料																				
		非課税世帯	1,100 円																				
その他の世帯		2,800 円																					
利用方法	①子育て支援センターに申請します。 ※希望日のおおよそ 1 ヶ月前から予約できます。 ②利用後に、利用者負担金を町に納付します。 ③送迎は各自で行います。																						
申請・問合せ先	こども未来課 子育て支援係（TEL 71-1137）																						

●子育て世帯訪問支援事業

家事または育児を行うことが困難な家庭等に対し、訪問支援員（ヘルパー等）を派遣します。

サービスの内容	・ 食事の準備および後片付け ・ 衣類の洗濯および片付け ・ 居室等の掃除 ・ 生活必需品の買い物の代行 ・ 関係機関との連絡調整
回数・利用時間	・ 1箇月当たり8時間を上限（1回2時間まで） ・ 午前9時～午後5時（土・日・祝祭日・年末年始を除く）
利用者負担額 （1時間当たり）	・ 生活保護世帯 0円 ・ 市町村民税非課税世帯 300円 ・ 市町村民税所得割課税額 77,101 円未満世帯 600円 ・ その他の世帯 1,500円
利用方法	①子育て支援センターに申請します。 ②町が委託した事業所の訪問支援員（ヘルパー等）が支援を行います。 ③利用者負担金を、事業所に直接支払います。 ④交通費等を、事業所に直接支払います。
申請・問合せ先	子育て支援センター（TEL 71-1137）

10 子どもの遊び場「わんぱくキッズランド」

りぼーる・たなか（旧田中小の空き教室）を活用した全天候型の屋内遊び場です。ボルダリングやエアポリンなど子どもたちが体を使って遊べる遊具や、スヌーズレンルーム、授乳室、おむつ交換台、相談室などがあります。

■利用対象者

0 歳から小学校 3 年生までの児童（保護者同伴）

利用の際は利用者登録が必要です。

■利用時間

午前の部 午前 9 時 30 分から正午まで

午後の部 午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分まで

■休館日

毎週水曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始（12 月 28 日から 1 月 4 日）

■利用料

無料

■団体利用

団体で利用する場合は、1 か月前までに利用申請が必要になります。

※要予約・人数制限・利用制限があります。利用時間についても変更がある場合があります。詳細についてはわんぱくキッズランドにお問合せください。

※スヌーズレンルーム（状況によっては、利用中止、利用制限あり）

スヌーズレンルームには、光・音・振動・触覚の素材等、感覚を優しく刺激するものが配置してあります。好きな感覚を楽しみ、ゆったりとした時間を過ごせます。事前予約制ですので、利用希望の方はわんぱくキッズランドに連絡してください（空き状況によっては当日の予約が可能です）。

問い合わせ先

わんぱくキッズランド（Tel 73-5348）

11 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が日中家庭にいない小学生に対して、放課後や学校の休業日に遊びや生活の場として設置されています。

	住所	電話
なかよしクラブ (東陽小学校区)	〒329-3443 那須町大字芦野 100	74-1828
まなびっこクラブ (学びの森小学校区)	〒329-3223 那須町大字大島 18-1	74-2227
学童保育にこにこクラブ (高久小学校区)	〒325-0001 那須町大字高久甲 3358-3	73-8919
田代ひまわりクラブ (田代友愛小学校区)	〒325-0303 那須町大字高久乙 196-3	62-8868
にじいろクラブ (那須高原小学校区)	〒325-0302 那須町大字高久丙 1494-1	73-5216
たんぽぽクラブ (黒田原小学校区)	〒329-3215 那須町大字寺子乙 3968-65	72-6878
学童保育アップル (黒田原小学校区)	〒329-3215 那須町大字寺子乙 3968-1	070-2663 -5066
那須幼稚園 放課後児童クラブ	〒329-3215 那須町大字寺子乙 2599-3	72-0184
学童保育もりぞうクラブ	〒325-0304 那須町大字高久甲 6092-3 (子ども第3の居場所 Apple Park 内)	080-1441 -8041

○手続きや料金・時間など詳しいことは、各クラブへお問い合わせください。

○全般的なことのお問い合わせは、こども未来課政策係(Tel 72-6959)へお問い合わせください。

12 子育て

●児童手当

対象となる方	高校生年代までの子どもを養育している方
助成の内容	児童一人当たり下記の金額を支給 ・3歳未満 月額1万5千円 ・3歳から高校生年代（第1子、第2子） 月額1万円 ・3歳から高校生年代（第3子以降） 月額3万円
問合せ先	住民生活課住民年金係（72-6908）

●児童扶養手当

対象となる方	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している方		
手当の額	〔令和7年4月現在〕		
		全部支給の場合	一部支給の場合
	児童1人	月額46,690円	月額46,680円から11,010円
	児童2人以上	児童1人増すごとに月額11,030円を加算	児童1人増すごとに月額11,020円から5,520円を加算
	※受給資格者及び扶養親族等の所得が限度額以上ある場合は、支給停止になります。 ※手当額は改正になる場合があります。		
支給時期	2か月分ずつ年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）支払月の前月までの手当を支給します。		
手続き	新たに受給資格が生じた場合は、認定請求（申請）が必要になります。詳しくはお問い合わせください。		
問合せ先	住民生活課住民年金係（72-6908）		

●遺児手当

対象となる方	父母の一方又は両方が死亡した中学生までの児童を養育している方
手当の額	1人あたり月額 3,000 円 ※町民税の所得割が課税されている場合は、支給されません。
支給時期	6 月、9 月、12 月、3 月に支払月の前月分までの手当を支給します。
手続き	新たに受給資格が生じた場合は、認定請求（申請）が必要になります。 詳しくはお問い合わせください。
問合せ先	住民生活課住民年金係（72-6908）

●ひとり親家庭医療費助成制度

対象者	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童を扶養している ひとり親の方 ※所得により制限が設けられています。
助成の内容	医療保険が適用となる保険診療の自己負担分を助成します。 ただし、薬局を除く医療機関等ごとに月額 500 円を自己負担していただきますので、振込みの際に差し引かせていただきます。
新規登録の手続き	ひとり親の要件が確認できるもの（戸籍謄本など）と助成対象者の健康保険の資格確認書等、通帳を持参のうえ、住民生活課で手続きしてください。
申請方法	ひとり親家庭医療費助成申請書を住民生活課又は各支所へ提出してください。後日、指定口座に振込みます。
問合せ先	住民生活課医療保険係（72-6909）

